■届出者の本人確認方法

① 被保険者等による訂正・利用停止等届出の場合

本人確認書類は公的機関等が発行したもので届出書に記入した「氏名・生年月日・住所」が確認できる書類(郵送でのご請求の場合はコピー可)

本人確認書類 (例)

個人番号カード (マイナンバー)、医療保険者が発行した資格確認書、運転免許証、在留カード、 特別永住者証明書など

※上記の本人確認書類を保持していない等、やむをえない場合においては、個別に本人確認のための書類として適切なものを判断します。具体例としては、外国政府が発行する外国旅券、上記の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳等とします。

- ※ 郵送でのご請求の際に、個人番号カード(マイナンバーカード)のコピーを同封される場合は、 表面 (顔写真のある面) のみのコピーを同封してください。(個人番号が記載されている裏面は同 封しないでください。)
- ※ 郵送でのご請求の際に、資格確認書のコピーを同封される場合は記号・番号、枝番、保険者番号を塗りつぶしたコピーを同封してください。
- ※ 婚姻等によって、開示請求時の氏名が保有個人データ時の氏名と異なる場合は、旧姓等が確認 できる書類(戸籍謄本、住民票の写し)をご提出ください。
- ② 法定代理人からの訂正・利用停止等届出の場合
 - 1. 加入者本人の確認書類(※前述①と同様)
 - 2. 法定代理人の本人確認できる書類(郵送でのご請求の場合はコピー可) 当該被保険者等の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを次に掲げる 書類のうち少なくとも一以上の書類

(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る)

- ア. 戸籍謄本(抄本)
- イ. 住民票
- ウ. 登記事項証明書(「後見登記等に関する法律」による)
- エ. 家庭裁判所の証明書
- オ. その他法定代理関係を確認し得る書類
- ③ 任意代理人からの訂正・利用停止届出の場合
 - 1. 加入者本人の確認書類(※前述①と同様)
 - 2. 「保有個人データ訂正・利用停止等届出委任状」(様式 10)
 - 3. 委任状に押印された印の印鑑登録証明書